

第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成26年度事業計画書

目標1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向1 仕事と生活の両立

施策の大綱（1）安心して子育て・介護ができる環境づくり

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---|---|-------------|--|--------|
| 1 | 保育所等についての情報提供の充実 | 女性も男性も働きながら子育てができるよう、保育所等の入所についてなど、情報提供に努めます。 | 子育て情報の充実 | お知らせ版、町ホームページの保育所・児童館日記やメール配信サービスにより情報の提供を行います。また、町ホームページの情報の充実を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 2 | 保育サービスの充実 ・乳幼児保育の充実 ・延長保育の拡充 ・緊急一時保育の検討 ・障害児保育の拡充 ・病児・病後児保育の検討 | 働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図ります。 | 乳幼児保育の充実 | 保育環境の改善に努めます。 | 子ども家庭課 |
| | | | 延長保育の充実 | 月曜日から金曜日の午後6時から午後7時まで延長保育を実施します。 | |
| | | | ゆとりの育児支援事業 | 継続的勤務や短時間労働など勤務形態の多様化に伴う特定保育と、疾病や保護者のリフレッシュ等による一時保育を、船岡・西船迫保育所で行います。 また、槻木保育所での平成28年度からの実施にむけ、増築の設計を行います。 | |
| | | | 障害児保育の充実 | むつみ学園での児童発達支援事業や、障害児や気になる子どもなどを保育所で受け入れ、障害児保育を実施します。 | |
| | | | 病児・病後児保育の検討 | 病児・病後児保育について、実施機関や態勢整備などを検討していきます。 | |
| 3 | 学童保育事業の充実 | 放課後児童対策事業の充実を図ります。 | 放課後児童対策事業 | 児童館、放課後児童クラブにおいて、遊びや学習の場を提供し、児童の健全育成に努めます。 また、7月に船迫児童館が(仮称)船迫こどもセンターとして、11 | 子ども家庭課 |

| | | | | | |
|---|--------------|--|-------------|---|--------------------|
| | | | | 月に三名生児童館が完成するため、事業充実を図ります。 | |
| 4 | 子育て支援センターの充実 | 子育ての相談や子育て中の親たちのネットワーク活動を支援します。 | 子育て支援センター事業 | 子育て家庭等の育児不安などについて相談、支援や子育てサークルへの情報提供や事業支援を行いました。また「元気つき活動」、「なかよし広場」等の開催など育児支援を行います。 | 子ども家庭課 |
| 5 | 介護サービスの充実 | 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等、在宅介護のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図ります。 | 介護保険事業 | 介護保険制度に関する説明会の開催やパンフレットの配布、また、総合的な介護サービスの提供と相談業務を行います。 | 福祉課 社会福祉協議会との連携 |

施策の大綱（2）ひとり親家庭に対する支援の充実

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------|---|----------------|--|------------------------------|
| 1 | ひとり親家庭の経済支援 | ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成及び児童扶養手当の支給等を行い支援します。 | 母子・父子家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子・父子家庭、父母のいない児童を対象として医療費を助成します。 | 子ども家庭課 |
| | | | 児童扶養手当支給事業 | 母子父子家庭等の生活の安定と自立を促進するため、18歳未満の児童を監護している母・父、又は養育者に手当を支給します。 | |
| 2 | 相談体制の充実 | 民生委員・児童委員等による生活相談を充実させ、ひとり親家庭の支援を行います。 | ひとり親家庭の相談・支援事業 | 家庭児童相談員や民生委員・児童委員との連携により、ひとり親家庭の把握と相談、支援事業を行います。 | 福祉課 社会福祉協議会との連携 子ども家庭課 |

施策の大綱（3）高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------|------------------------------|-------------------|---|---------------|
| 1 | 高齢者世帯の支援 | 民生委員等の活動を通じて支援を必要とする世帯を把握し、利 | 民生委員・児童委員等による相談事業 | 民生委員等による支援を必要とする世帯の把握、救急安心カード等による各種サービスの利用促進や各種支援事業の情 | 福祉課 社会福祉協議 |

| | | | | | |
|---|---------------|---|--------------------------------|---|--------------------|
| | | 用可能な各種サービスの周知や相談による支援を行います。 | | 報提供を行います。 | 会との連携 |
| 2 | 高齢者の健康支援 | 高齢者が自立した健康な生活を営めるよう健康診査の受診、医療費等の助成を行います。 | 各種検診、健診事後指導、食事相談、健康相談健康教育、予防接種 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、食事相談等を実施します。 ・高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン予防接種（委託医療機関）を行います。 | 健康推進課 |
| 3 | 高齢者サークル活動等の支援 | 男女問わず高齢者が生きがいをもって生活できるよう、地域活動やスポーツ・レクリエーション活動等の促進に努めます。 | 高齢者教室の事業実施 | 生涯学習センターにおいて、講話や社会見学、体験実習、軽運動などを実施し、高齢者がさまざまな活動により生きがいを見つける機会を提供します。 | 生涯学習課 |
| | | | 高齢者サークル活動支援事業 | 高齢者同士の仲間づくりや生きがいづくりを目的とした活動の場の提供や、送迎を実施します。 | 福祉課 社会福祉協議会との連携 |
| 4 | 障害福祉サービスの充実 | 障害のある方がその障害を補いつつ、自立した日常生活が送れるよう支援や相談体制の充実を図ります。 | 知的障害者、身体障害者相談事業 | 知的障害者相談員、身体障害者相談員による障害者支援に関する情報の提供や、仙南地域相談支援センター「アサンテ」による各種サービス相談や苦情相談などを実施します。また、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談について実施します。 | 福祉課 |

施策の方向2 仕事と地域・家庭生活のバランスの確保

施策の大綱（1）家庭生活における男女共同参画の推進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------------|--------------------------|-----------------|---|----------|
| 1 | 「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発 | 「仕事と生活の調和」の普及・啓発に取り組みます。 | ワーク・ライフ・バランスの啓発 | 広報誌やホームページを活用し、仕事と生活の調和について広く周知するとともに、企業に直接チラシを配布するなど啓発活動に努めます。 | まちづくり政策課 |

| | | | | | |
|---|------------------|--|-----------|--|-------|
| 2 | 家庭教育講座の開催 | 家庭教育に関する学習機会を提供します。 | 子育て・親育ち講座 | 町内小学校の就学時発達検査の待ち時間を活用し、子育て・親育ちをテーマとした講演や親子ふれあい遊び等を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。 | 生涯学習課 |
| 3 | 男性の家庭参画を促す講座等の充実 | 開催場所、時間等にも配慮した家事・育児・介護などの講座等を開催し、男女共同参画を促進します。 | 男性向け講座の開催 | 男性が家庭生活で実際に役立つ網戸張りなどの技を身につける講座や父と子で料理や工作など創作活動を通して、親子のふれあいを育む教室を開催します。 | 生涯学習課 |

施策の大綱（2）地域における男女共同参画の促進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------|---|----------------|---|--------------------|
| 1 | 男性の地域参画支援 | 定年等により退職した男性について地域活動等に参画できるよう支援します。 | 地域デビュー事業の実施 | 定年を迎える方などを対象に、地域活動に参加するきっかけづくりとして、地域活動を直接見聞きし関わる機会を設け、具体的に地域活動参加へアプローチする活動を実施します。 | 生涯学習課 |
| 2 | 各講座等開催時における託児の実施 | 子育て中の親が各種講座に参加できるよう事業実施の際には、託児の実施に努めます。 | 託児ボランティアの活用 | 講座や講演会などを開催する際は、子育て中の親も安心して参加できるよう、ボランティアを活用して託児の場の設置に努めます。 | 全課 社会福祉協議会との連携 |
| 3 | ボランティア活動への支援 | 年齢・性別を問わず、ボランティア活動への参加を推進します。 | 各種ボランティア養成講座事業 | 各種ボランティアのスキルアップ研修及び初心者向けボランティア養成講座を開設します。 | 福祉課 社会福祉協議会との連携 |
| 4 | コミュニティ活動への参画促進 | 町内会活動などをはじめ、さまざまな地域活動に男女の参画を促進します。 | コミュニティ組織の育成 | 行政区における町内会活動等に女性の参画推進を図っていきます。 | 総務課 |
| | | | 地域づくり支援事業 | 地域対抗のスポーツ事業や文化活動の紹介、地域の歴史紹介などの地域づくり活動の活性化を図り、町内における地域づくりを支援します。 | 生涯学習課 |

施策の方向3 すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり

施策の大綱（1）性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------|--|-------------------|---|----------------|
| 1 | 性と生殖に関する健康と権利の知識の普及 | 身体的性差を理解し、性と生殖に関する正しい知識の普及と意識の啓発に努めます。 | 国保保健事業 思春期保健事業 | 教育課程の中で学齢に応じて、正しい知識を学習していきます。 ・柴田高校で1学年生徒を対象に「性教育及び感染症」をテーマとして実施している講話の講師について斡旋を行います（宮城県産婦人科医会）。 ・中学生を対象に家庭科授業の中で保育体験及び妊娠疑似体験学習を行います。 | 健康推進課 教育総務課 |
| 2 | 健康診査に対する情報提供及び健康診査の事業の充実 | 健康診査の内容の充実と受けやすい健康診査の日時や曜日の設定などに配慮し、実施します。 | 各種健康診査、 健康相談 | 各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症健診、食事相談等を実施します。また、土曜日・日曜日や平日夜間にも健康診査を実施し、結核・肺がん検診については女性の日を設けるなど、女性に配慮した健康診査を進めます。 | 健康推進課 |

施策の大綱（2）母子保健の充実

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|-------|
| 1 | 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及 | 母子健康手帳の交付、家庭訪問等において、正しい知識の普及に努めます。 | 母子健康手帳交付 ようこそ赤ちゃんセミナー 産婦・新生児訪問 | ・妊娠した方に母子健康手帳の交付を週1回定期的に交付します。 ・妊婦及び妊婦の家族を対象にセミナーを開催します。 ・産婦・新生児の家庭を保健師または助産師が訪問し、保健指導を行います。 | 健康推進課 |
| 2 | 母子の健康支援 | 妊産婦への保健指導、乳幼児健康診査等の充実を図り母子の健康増進に努めます。 | 妊婦健康診査 乳児及び幼児健康診査 予防接種 | ・妊婦一般健康診査（委託医療機関、全14回）及び妊婦歯科健診（委託医療機関、全1回）を行います。 ・2か月児健診・8～9か月健診（委託医療機関）を行います。 ・4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳 | 健康推進課 |

| | | | | | |
|---|-----------|--|----------------------------|---|-------|
| | | | | 6か月児健診を毎月1回実施します。 ・予防接種（BCG、4種混合、3種混合、不活化ポリオ、ジフテリア・破傷風、麻しん風しん、日本脳炎、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン）を行います。 | |
| 3 | 子ども医療費の助成 | 子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、保健の向上に努めます。 | 子ども医療費助成 | 0歳から中学生までの子どもの通院と入院（入院時の食事療養費は除く）に係る医療費を無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。（一定の所得制限あり） | 健康推進課 |
| 4 | 相談事業の充実 | 相談体制の充実を図り、妊娠・出産・子育て等の不安軽減及び不安解消に努めます。 | 1歳お誕生相談、乳幼児相談 訪問指導、面接指導 | お誕生相談、乳幼児相談を毎月1回実施します。また、必要に応じ、訪問指導や面接指導を行います。 | 健康推進課 |

施策の大綱（3）生涯を通じた心身の健康づくり

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------|---|----------------|---|-------|
| 1 | 各種健康診査の実施 | 生涯にわたり年代に応じた各種の健康診査を実施し、健康管理の促進に努めます。 | 各種健康診査 健康相談 | 各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症健診、食事相談等を実施します。 | 健康推進課 |
| 2 | 健康教室の開催 | 疾病予防や健康づくりについて健康教室を開催し、情報提供や知識の普及啓発に取り組みます。 | 生活習慣病予防運動教室 | 仙台大学と連携し、運動教室を開催します。（全6回） | 健康推進課 |
| | | | 食生活改善推進員養成講座 | 食を通じた健康づくり活動を推進する地区住民のリーダーを養成するため、講座を開催します。（全10回） | |
| | | | 各地区の健康教室 | 各地区の要望により実施します。 | |
| | | | 介護予防事業 | 仙台大学と連携し、介護予防に取り組んでいる団体に対し「介護予防等講師」を派遣します。 | 福祉課 |
| 3 | 健康相談の充実 | 心身の健康相談体制の充実を図ります。 | こころの健康相談 | 精神保健指導医による相談を月1回行います。 保健師による相談を随時行います。 | 健康推進課 |

目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進

施策の方向1 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保

施策の大綱(1) 職場環境づくりの普及・啓発

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|---|-----------------------|--|-------|
| 1 | 関係機関と連携した男女雇用機会均等法等の普及・啓発 | リーフレット等の窓口への備え付けなど、関係機関と連携し、普及・啓発を図ります。 | 男女雇用機会均等法等普及啓発事業 | リーフレット等を窓口へ備え付けるとともに、商工会の経営指導相談等で普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |
| 2 | パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 | リーフレット等の窓口への備え付けなど、関係機関と連携し、普及・啓発を図ります。 | パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 | リーフレット等を窓口へ備え付け、普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |
| 3 | セクシュアル・ハラスメントの防止対策の周知 | 関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供に努めます。 | セクシュアル・ハラスメントの防止対策の周知 | リーフレット等を窓口へ備え付けるとともに、商工会の経営指導相談等で普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |

施策の大綱(2) 育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------------|--------------------------------|-----------|--|-------|
| 1 | 育児・介護休業制度の普及・啓発 | 関係機関と連携し、育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。 | 労働法の周知と啓発 | リーフレット等を窓口へ備え付けるとともに、商工会の経営指導相談等で普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |

施策の大綱(3) 自営業や農林業等における女性の就業環境の改善

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|---|--------------------|--|-------|
| 1 | 自営業等における男女の経営参画の啓発 | 家族経営を基本としている商店等の自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。 | 自営業等における男女の経営参画の推進 | リーフレット等を窓口へ備え付けるとともに、商工会の経営指導相談等で普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |
| 2 | 農産物等の生産や加工、 | 農産物等の生産や加工、販売な | 女性地場産振興会の | 女性起業家による地場産品の開発研究・販路拡大をめざ | 農政課 |

| | | | | | |
|--|---------------------|---------------------------------------|----|--|--|
| | 販売などを行う女性グループの育成・支援 | どを行う女性グループの育成や支援を行い、農業経営者としての育成を図ります。 | 支援 | し、地域農業の発展と振興に努めることを目的に生産技術の研さん、地産地消推進を進める産直活動、先進事例研修などを行います。(平成 26 年度会員 31 名) <ul style="list-style-type: none"> ・野菜を使ったレシピの開発研修会 2 回程度 ・移動研修会 ・しばたコメまつり、しばた柚子フェア運営協力 ・産直会「木よう市」 ・町及び県行事参加協力 | |
|--|---------------------|---------------------------------------|----|--|--|

施策の方向 2 多様な働き方への支援

施策の大綱 (1) 多様な働き方への情報の提供・相談体制の充実

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------------|--|--------------------------|---|----------|
| 1 | 多様な働き方への情報提供 | 就業者や町民へ向け、広報や町ホームページに男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の周知を図ります。 | ホームページ等を活用した就業に関する制度の周知 | 就業における関係法令を周知するなど、就業者や求職者が必要とする情報を広報誌やホームページを活用して提供します。 | まちづくり政策課 |
| 2 | 労働時間の短縮等就業条件の普及・啓発 | 関係機関と連携し、多様な働き方が可能な労働時間の短縮等就業条件の普及・啓発に努めます。 | 労働法の周知と啓発 | リーフレット等を窓口へ備え付けるとともに、商工会の経営指導相談等で普及・啓発を図ります。 | 商工観光課 |
| 3 | 職場の問題、健康上の問題等に対応できる相談体制の充実 | 労働相談及び健康相談を実施する関係機関の相談窓口を、紹介・斡旋するとともに情報提供に努めます。 | 労働諸問題等に対応できる相談窓口の情報提供の充実 | 商工会の経営指導相談等で情報提供を行います。 | 商工観光課 |
| | | | 健康相談窓口の情報提供の充実 | 相談を受けた際は、内容に応じて保健所等の専門窓口を紹介します。 | 健康推進課 |

目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

施策の方向1 暴力の根絶と早期発見

施策の大綱(1) 家庭内暴力・性犯罪の根絶に向けた取組の推進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------------|--|--|--|----------|
| 1 | DV相談窓口の周知、相談体制の充実 | ドメスティック・バイオレンスの防止、早期発見のため、相談窓口の周知及び相談体制の充実に努めます。 | 「女性に対する暴力をなくす運動」の周知 | お知らせ版や町ホームページに「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載し、周知を行います。 | 子ども家庭課 |
| | | | DVの啓発と防止の推進 | 町ホームページにDV防止についての内容、相談通告先を掲載します。 | |
| | | | 各種健診及び相談 | 健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| | | | 町民相談事業 | 毎週水曜日に人権擁護委員による人権相談を行い、女性が抱える離婚やDV等の相談応じ、関係機関と連携を図ります。 | 町民環境課 |
| | | 民生委員・児童委員等による相談事業 | 民生委員・児童委員による情報収集や、相談対応により、DVの早期発見に努めます。高齢者のDVの相談は地域包括支援センターを相談窓口として、相談に応じるほか、防止のPRに努めます。 | 福祉課 | |
| 2 | DV防止法の普及啓発 | 「ドメスティック・バイオレンス防止法」の普及啓発に努めます。 | ホームページ等を活用した啓発 | ホームページやリーフレットの配布などにより意識啓発に努めるとともに、相談窓口についても広く周知します。 | まちづくり政策課 |
| 3 | DVに対する支援体制の充実 | 関係機関との連携強化を図ります。(警察署・保健福祉事務所等) | DV相談・支援事業 | お知らせ版、町ホームページに相談機関等を掲載します。 | 子ども家庭課 |
| | | | 住民基本台帳法における支援措置 | 被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出をうけ、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付制限を行います。 | 町民環境課 |
| 4 | 人権の尊重 | あらゆる暴力を根絶するため人権を尊重する意識の普及・啓発に努めます。 | 「人権教室」の開催 | 町内の小・中学校に出向いて、人権擁護委員による「人権教室」を開催し、人権を尊重する意識の啓発に努めます。 | 町民環境課 |

| | | | | | |
|---|-------------------------|---|-------------------|--|----------|
| 5 | セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供 | セクシュアル・ハラスメントの防止対策のための情報提供に努めます。 | ホームページ等を活用した啓発 | ホームページやリーフレットの配布などにより意識啓発に努めるとともに、相談窓口についても広く周知します。 | まちづくり政策課 |
| 6 | 性犯罪防止のための環境づくりの促進 | 防犯灯等の整備を計画的に推進し、夜間、安心して通行できる環境づくりに努めます。 | 防犯灯の整備 | 町が防犯灯整備を計画的に進めるとともに、地域(各行政区)については、協議・アドバイスしながら整備費の助成を行い、防犯灯整備を支援します。また、行政区や電気事業者等と連携し、防犯灯の修繕を効果的に進めます。 | まちづくり政策課 |
| 7 | 自主防犯活動の支援 | 自治会や小・中学校PTA等の自主的な防犯パトロールや地域など関係機関・団体間の連携強化を図ります。 | 関係団体と連携した各防犯活動の実施 | 柴田町防犯協会、関係団体、自主防犯組織、大河原警察署などと連携し、犯罪防止の強化に努めます。また、防犯ボランティア団体等を対象にした地域安全マップ作製指導者養成講座の実施、地域計画に基づいて各行政区で取り組む自主防犯活動への支援など、地域の安全を守る活動を促進します。 | まちづくり政策課 |
| | | | 地域の自主的な防犯組織の活動 | 地域において、児童の登下校時に見守り隊による防犯活動を推進します。 | 教育総務課 |

施策の大綱（2）児童や高齢者への虐待防止対策の推進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------|--------------------------------|-------------------------------|--|--------|
| 1 | 虐待の防止 | 児童虐待、要介護者虐待の防止について、意識の啓発を図ります。 | 児童虐待の啓発と防止の推進 | 児童虐待防止強化月間の11月に周知啓発用リーフレットを関係機関へ配布します。 | 子ども家庭課 |
| | | | 「児童虐待防止月間」の周知 | 11月の児童虐待防止月間にお知らせ版、町ホームページに記事を掲載します。 | |
| | | | 各種健診及び相談 | 健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| | | | 民生委員・児童委員・地域包括支援センター、基幹相談支援セン | 民生委員・児童委員による情報収集や、地域包括支援センター、基幹相談支援センターによる相談業務により虐待の早期発見に努めます。 | 福祉課 |

| | | | | | |
|---|---------------|---|-----------------|---|--------|
| | | | ターによる相談事業 | | |
| 2 | 育児相談の充実 | 育児に不安や悩みのある家庭に対し、保健師等による相談体制の充実を図ります。 | 各種健診及び相談 訪問指導 | 各種健診や相談事業において、支援が必要な方に対し、面接指導や訪問指導を行います。また、専門的な相談にも対応します。 | 健康推進課 |
| | | | 子育て相談事業 | 家庭児童相談員や子育て支援センターにおいて、電話や面談など様々な形態による相談支援を実施します。 | 子ども家庭課 |
| 3 | 介護相談の充実 | 介護の不安や悩みごとの相談体制の充実を図ります。 | 地域包括支援センター事業 | 地域包括支援センターを2か所に設置し、高齢者の介護の包括的な相談業務を実施します。 | 福祉課 |
| | | | 各種健診及び相談 | 健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| 4 | 虐待に対する支援体制の充実 | 関係機関（警察署・保健福祉事務所等）との連携強化を図るとともに、民生委員等の活動を通じて支援を必要とする世帯を把握し、必要な情報提供及び早期発見、早期対応を図ります。 | 関係機関との連携強化 | 通常の相談業務の中で得た情報を必要な各関係機関と連携しながら、早期発見、早期対応に努めます。 | 福祉課 |
| | | | 各種健診及び相談 | 健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| | | | 要保護児童対策地域協議会の設置 | 個別ケース検討会議、実務者及び支援担当者合同会議、代表者会議を開催します。 | 子ども家庭課 |

目標Ⅳ 防災復興分野での男女共同参画の推進

施策の方向1 防災分野における女性の参画の拡大

施策の大綱（1）防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|--------------------------------------|--------------|--|-----|
| 1 | 防災計画作成等における女性の参画促進 | 防災計画作成等にあたり、積極的に女性の声を反映できる仕組みを検討します。 | 防災会議に女性委員の選任 | 平成26年度の地域防災計画見直しにおいて、防災会議等に婦人防火クラブ・地域婦人会等の代表者を委員に選任し、女性の意見を反映させます。 | 総務課 |

施策の大綱（2）災害弱者の視点に立った防災マニュアル・防災体制づくり

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------|---------|-----|------|-----|
|-----|------|---------|-----|------|-----|

| | | | | | |
|---|---------------------------------|--|-----------|---|-----|
| 1 | 災害弱者の視点に立った防災マニュアルの見直し及び防災体制づくり | 災害時における多様なニーズに対応できるよう、災害弱者の視点を取り入れた防災マニュアル・防災体制づくりに努めます。 | 災害弱者支援の充実 | 平成26年度の地域防災計画見直しにおいて、災害弱者支援のために、防災マニュアル・防災体制づくりに努めます。 | 総務課 |
|---|---------------------------------|--|-----------|---|-----|

施策の大綱（3）地域における防災意識の向上、自主防災組織及び女性リーダーの育成

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------|---|---------------|---|-----|
| 1 | 女性の積極的な参加を促す学習機会の拡充 | 緊急時の対処法、復興時の体制等に関する知識の普及・学習機会の拡充を図ります。その際、女性の参加を促進し、災害時・復興活動における女性リーダーの育成に努めます。 | 防災訓練・防災研修会の開催 | 婦人防火クラブ、婦人会の総会等において、防災訓練の意義・実施方法等の話し合いをもち、訓練に積極的に参加してもらい、防災女性リーダーの育成を図っていきます。 | 総務課 |
| 2 | 自主防災組織の育成 | 自主防災組織の育成に努めるとともに、自主防災組織への女性の参画を促進します。 | 防災研修会の開催 | 防災出前講座等を開催し、自主防災組織の育成と併せて自主防災組織への女性の参加の促進に努めます。 | 総務課 |

施策の方向2 復興・復旧分野における女性参画の拡大

施策の大綱（1）女性の意見を反映した復興計画の作成

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|---|---------------|---|-----|
| 1 | 災害復興についての女性の意見の集約と、計画への反映 | 災害復興についての女性の意見を集約し、復興計画に反映するしくみづくりを推進します。 | 防災訓練・防災研修会の開催 | 婦人防火クラブ、婦人会の総会等において、防災訓練の意義・実施方法等の話し合いをもち、訓練に積極的に参加してもらい、防災女性リーダーの育成を図っていきます。 | 総務課 |

施策の方向3 国際的な防災協力における男女共同参画

施策の大綱（１）国際的な防災協力における女性の参画推進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------------|--|-----------------|--|----------|
| 1 | 国際的な防災協力についての情報提供 | 海外における防災活動に女性の参画を推進するため、様々な手段による情報提供を行います。 | 国際的活動事例の情報収集と提供 | 国や県、関係機関などが実施する国際的な男女共同参画推進事業の事例について情報収集し、ホームページなどでの提供に努めます。 | まちづくり政策課 |

目標Ⅴ あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の方向１ 男女平等の意識づくり

施策の大綱（１）職場・学校・地域・家庭等における社会制度や慣行の見直し

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|---|----------------------|--|----------|
| 1 | 男女共同参画の情報提供 | 広報や町ホームページを利用し、男女共同参画に関する情報を提供し、意識啓発に取り組みます。 | 広報誌やホームページ等を活用した情報提供 | 広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画についての情報を提供し、意識啓発に努めます。 | まちづくり政策課 |
| 2 | 男女共同参画の視点に立った表現の推進 | 町が発行する広報誌やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点に立った表現に留意し、情報提供に努めます。 | 男女共同参画の視点に立った表現の推進 | 広報誌やホームページにて情報提供する際は、固定的な性別イメージにならないよう職員への周知に努めます。 | 全課 |
| 3 | 講演会等の開催 | 町民一人ひとりの意識改革と行動を促すため、講演会等を開催します。 | 男女共同参画推進講座の開催 | 男女共同参画の推進のため、男女共同参画の視点を盛り込んだ講座を開催し、意識啓発を図ります。町民が参加しやすいよう、特に子育て世代が参加しやすいよう託児に配慮します。 | まちづくり政策課 |

施策の大綱（２）男女平等についての教育・保育の推進と学習の充実

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------|---------|-----|------|-----|
|-----|------|---------|-----|------|-----|

| | | | | | |
|---|------------------------|--|--------------|---|--------|
| 1 | 男女平等教育・保育の推進 | 男女平等の視点にたった生活指導・進路指導及び保育の充実に努めます。 また、性別にかかわらず職業観を養えるよう職場体験学習を実施します。 | 職場体験学習の実施 | 中学校において実施される職場体験学習を支援します。 | 教育総務課 |
| | | | 男女平等保育の推進 | 保育所・児童館等において、子どもが性別にとらわれず、それぞれの個性や可能性を發揮できるような保育の実施に努めます。 | 子ども家庭課 |
| 2 | 学校における人権尊重の視点からの性教育の推進 | 児童・生徒が対等の立場で、お互いの性を尊重し、人権を尊重し合う関係を育てる学習機会の充実に努めます。 | 自他の生命尊重教育の推進 | 低学年から発達段階に応じて生命の連続性や誕生について学習し、自他の生命尊重の意識を育てます。 | 教育総務課 |

施策の方向2 あらゆる分野での女性の参画促進

施策の大綱（1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------|---|------------------|---|----------|
| 1 | 審議会等の女性参画の促進 | 審議会などにおける委員の女性の登用率の向上に努めます。 | 審議会などへの女性登用の推進 | 女性登用率の目標値（30%）を周知、意識啓発するとともに、改選時などにおける女性登用率の向上に努めます。 | 全課 |
| 2 | 町職員の女性登用の推進 | 能力や適性に応じた女性の管理職等への登用に努めます。 | 女性職員の積極的登用 | 能力や適性に応じた女性の管理職等への登用に努めます。 | 総務課 |
| 3 | 町職員の研修の実施 | 職員の研修会において、男女共同参画社会の視点を盛り込んだ研修の実施に努めます。 | 職員研修の検討 | 男女共同参画社会も含め、多様な人材の活用による変化への対応力、新しい視点の提起等、研修の内容を検討します。 | 総務課 |
| | | | ポータルサイトを活用した意識啓発 | ポータルサイトを活用し、職員向けに男女共同参画の視点について情報提供するなど意識啓発に努めます。 | まちづくり政策課 |

施策の大綱（2）職場・学校・地域・家庭その他の分野における意思決定過程への女性の参画促進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------|---------|-----|------|-----|
|-----|------|---------|-----|------|-----|

| | | | | | |
|---|-------------------|---|----------------------|---|----------|
| 1 | 地域や企業等における女性参画の促進 | 地域や企業等の意思決定過程における女性の参画について、意識啓発に努めます。 | 女性リーダー育成に関する研修等の情報提供 | 女性リーダー育成に関する研修会等の情報を収集し、行政区や企業等に提供するなど意識啓発に努めます。 | まちづくり政策課 |
| 2 | 女性団体人材情報の整備、育成 | 地域でさまざまな活躍を展開している女性の人材情報を収集・提供するとともに、育成に努めます。 | 女性団体などの情報整備 | 婦人防火クラブや婦人会などの団体を把握し、町が実施する男女共同参画推進事業や、その他関係団体が実施する有意義な研修情報を直接提供するように努めます。 | まちづくり政策課 |
| | | | 学習団体・人材バンクの設置 | 様々な知識や技能を持つ地域の名人や達人、また様々な分野の団体の情報を広く収集し、町ホームページ等で情報を提供するとともに講師紹介や施設講座での講師の活用を推進します。 | 生涯学習課 |
| | | | 女性団体の活動支援・育成 | 各種婦人団体連絡協議会及び地域婦人会連絡協議会の活動を支援するとともに、各種研修会を開催し、より質の高い人材の育成に努めます。 | |

(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

| No. | 個別施策 | 個別施策の内容 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------|---------------------------------|-----------------------|---|----------|
| 1 | 情報の収集と提供 | 国際的な視野を持つことができるよう情報の収集や提供に努めます。 | 国際的な男女共同参画事例等の情報収集と提供 | 国や県、その他関係機関が実施する国際活動の情報収集に努め、その情報はホームページ等を活用し広く提供します。 | まちづくり政策課 |